

歌志内市広報紙広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、歌志内市広報紙（以下「広報紙」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告主」とは、第9条第1項の規定により、広告掲載を可とする決定の通知を受けた者をいう。

(広告主の制限)

第2条の2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体の構成員及び当該構成員が役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）を務める法人は、広告主となることができない。

(広告の範囲)

第3条 広報紙に掲載できる広告は、その内容等が市の品位を損なわないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）の適用を受ける業種に該当するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の大きさは、次のとおりとする。

(1) 1 枠 縦46ミリメートル、横182ミリメートル

(2) 半枠 縦46ミリメートル、横89ミリメートル

2 広告の色は黒1色とする。

3 広告のファイル形式は、EPS形式、AI形式又はJPEG形式とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告を掲載する位置は、広報紙「くらしの情報」下段及びその他の空きスペースとし、広告枠数は、1枠で最大5枠(半枠で最大10枠)とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

(1) 市内に事業所等を有する者 1枠月額 2,000円、半枠月額 1,000円

(2) 前号に該当しない者 1枠月額 5,000円、半枠月額 3,000円

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1か月単位で最長6か月とし、更新を妨げない。

(広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者は、歌志内市広報紙広告掲載申込書(様式第1号)を、広告を掲載しようとする広報紙発行日の45日前までに、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の申込みがあったときは速やかに掲載の可否を決定し、歌志内市広報紙広告掲載決定通知書(様式第2号)により、当該申込みを行った者に通知するものとする。

2 当該申込みを行った者の数が、掲載可能枠数を超える場合における前項の規定による広告掲載の可否は、次の優先順位により決定する。この場合において、同順位のも

のが複数あるときは、掲載希望期間の長いものを優先し、更に掲載希望期間が同じときは、抽選により決定する。

- (1) 第1順位 公共交通機関、電力会社、ガス事業者、電話会社、新聞社、銀行、その他これらに類する公共性の高い者の広告
 - (2) 第2順位 市内に事業所等を有する者の広告
 - (3) 第3順位 その他の広告
- 3 市長は、当該申込みを行った者が歌志内市の市税等を滞納している場合は、広告の掲載を許可しない。

(広告の掲載順序)

第10条 広告の掲載順序は、市長が決定する。

(広告の作成及び提出)

第11条 広告主は、第4条に規定する規格により広告のデータを作成し、市が指定する期日までに提出しなければならない。

(掲載料の納入)

第12条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(掲載料の還付)

第13条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 市の行政運営上支障があるとき。
- (2) 広告主が、市の指定する期日までに、広告の表示データを提出しなかったとき。
- (3) 広告主が、市の指定する期日までに、掲載料を納付しなかったとき。

(広告主の責任)

第15条 掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月12日から施行する。

歌志内市広報紙広告掲載申込書

年 月 日

歌志内市長 様

申込者 住所（所在地）

名 称

代表者職・氏名

Ⓔ

電 話 番 号

担当者職・氏名

歌志内市広報紙広告掲載要綱に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、広告掲載に当たっては、歌志内市広報紙広告掲載要綱を遵守します。

掲 載 希 望 期 間	年 月号から 年 月号まで か月間		
掲 載 希 望 枠	1 枠（縦46mm×横182mm） ・ 半枠（縦46mm×横89mm）		
掲 載 内 容	別添資料のとおり		
同 意 欄	広告掲載の申込みに当たり、歌志内市の市税等に係る滞納の有無について、税務グループから私（当社）の情報を得ることに同意します。 年 月 日 住所（所在地） 名 称 代表者職・氏名		
市税等滞納の有無	有 ・ 無	確認者職氏名	税務グループ

Ⓔ

Ⓔ

注 欄には記入しないでください。

様式第2号(第9条関係)

歌志内市広報紙広告掲載決定通知書

年 月 日

様

歌志内市長

印

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

掲 載 の 可 否	掲載する (年 月号から 年 月号まで) ・ 掲載しない
掲 載 料	円
掲載しない場合 その理由	